

審 査 基 準

平成 3 1 年 3 月 1 5 日作成

法 令 名 : 探偵業の業務の適正化に関する法律施行規則
根 拠 条 項 : 第 4 条 第 2 項
処 分 の 概 要 : 探偵業届出証明書の再交付
原権者 (委任先) : 長野県公安委員会
法 令 の 定 め : 探偵業の業務の適正化に関する法律第 4 条 第 3 項 (探偵業届出証明書の交付)
審 査 基 準 :
標 準 処 理 期 間 : 3 日
申 請 先 : 営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課、生活安全第二課 又は生活安全・刑事課
問 い 合 わ せ 先 : 長野県警察本部生活安全部生活安全企画課許可事務担当室 (電話 : 026-233-0110)
備 考 :